

# 湯の川冬の灯り企画運営業務プロポーザル

## 募 集 要 項

令和元年7月  
湯の川冬の灯り実行委員会

## 目 次

- 1 趣 旨
- 2 本要項の位置づけ
- 3 業務内容に関する事項
  - (1) 業務名称
  - (2) 業務目的
  - (3) 業務内容
  - (4) 委託料上限額
- 4 運営要件
  - (1) 開催日時
  - (2) 開催場所
  - (3) 原状回復
  - (4) 自然災害等
  - (5) 損害に対する賠償
  - (6) その他
- 5 プロポーザルに関する事項
  - (1) 名 称
  - (2) 主催者
  - (3) 選定方法
  - (4) 性 格
  - (5) 事務局
  - (6) スケジュール
- 6 手続き等に関する事項
  - (1) 募集要項の公開
  - (2) 参加申込書の提出
  - (3) 質問書の提出
  - (4) 応募書類の提出
- 7 応募に関する事項
  - (1) 応募者の資格
  - (2) 応募者の制限
  - (3) 応募書類
- 8 企画提案書に関する事項
  - (1) 様式等
  - (2) 提案項目
  - (3) 提出部数等

- 9 審査に関する事項
  - (1) 受託候補者の選定方法
  - (2) 審査委員会の設置
  - (3) 審査結果の通知
  - (4) 審査基準
- 10 契約に関する事項
- 11 その他の事項

別紙 開催場所図面

別紙 湯の川冬の灯り企画運営業務委託仕様書

別添 各種様式

- 様式1-1 参加申込書
- 様式1-2 参加申込書構成員調書
- 様式2 質問書
- 様式3-1 応募申込書
- 様式3-2 応募申込書構成員調書
- 様式3-3 誓約書
- 様式4-1 類似業務実績調書
- 様式4-2 受託金額見積書

## 1 趣 旨

函館観光の宿泊拠点として発展してきた湯の川地区は、宿泊客が温泉街をそぞろ歩く賑わいのある観光地の構築に向け、平成元年度から観光街路灯や散策路などの整備が図られているほか、平成18年度から24年度まで「はこだて湯の川オンパク」を開催するなど、官民一体となった各種振興策に取り組んできたところであります。

このような中、北海道新幹線の開業により観光客は増加したものの、夏季に比べ冬季に半減する傾向に変化がなく、冬季観光の底上げが大きな課題となっており、冬季観光施策として本市の主要観光スポットである元町・駅前・五稜郭エリアでは、イルミネーションイベントなどを開催しているところではありますが、湯の川エリアにおいては、既存イベントが無く、新たな冬季観光の魅力付けが喫緊の課題となっていることから、行政をはじめ地元関係団体との連携により、新たなイベントの実施を予定しております。

本事業プロポーザルは、湯の川冬の灯り企画運営業務を行う事業者を選定するものです。

## 2 本要項の位置づけ

本要項は、湯の川冬の灯り実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する「企画運営業務」に最も適した受託候補者を選定するプロポーザルに関して、必要な事項を定めるものです。

## 3 業務内容に関する事項

### (1) 業務名称

湯の川冬の灯り企画運営業務

### (2) 業務目的

冬季観光客の更なる誘客や湯の川エリアを中心とした観光スポットの賑わいの創出を図ることを目的とします。

### (3) 業務内容

業務内容は、以下に定めるもののほか、別紙「湯の川冬の灯り企画運営業務委託仕様書」によるものとする。

- ① ライトアップ・イルミネーション等のデザインおよび設計
- ② ライトアップ・イルミネーション等の施工・監理
- ③ ライトアップ・イルミネーション等の実施期間における維持管理  
※電球等のメンテナンスおよび降雪時の除排雪など
- ④ ライトアップ・イルミネーション等の撤去および収納
- ⑤ 実績報告書の作成

(4) 委託料上限額

16,500千円（消費税および地方消費税相当額を含む。）

4 運営要件

(1) 開催日時（予定）

令和元年12月1日（日）～令和2年2月29日（土）

点灯時間 日没～22時00分

(2) 開催場所

湯の川温泉足湯「湯巡り舞台」ほか（別紙 開催場所図面のとおり）

所在地：函館市湯川町1-16-5ほか

(3) 原状回復

受託事業者の責めに帰する理由により、施設および設備を破損または汚損した場合は、受託事業者の負担により原状に回復することとします。

(4) 自然災害等

自然災害時および災害の恐れがある等、安全管理上の対応策については、実行委員会と受託事業者の間で協議を行います。最終的な判断は実行委員会に一任するものとし、受託事業者はその決定に従うものとします。

(5) 損害に対する賠償

疫病、食中毒、暴風、大雨、洪水、落雷、地震、火災、暴動その他主催者の責めに帰することのできない自然的または人為的な現象などの不可抗力により運営が困難になった場合、受託事業者に損害が生じる場合においても、実行委員会に対しその賠償を請求することができないものとします。

また、受託事業者は、その責めに帰する事由により、運営に関し、実行委員会または第三者に損害を与えたときは、その損害を受託事業者の負担により賠償するものとします。

(6) その他

・光熱費

運営施設に係る光熱費を負担すること。

5 プロポーザルに関する事項

(1) 名称

湯の川冬の灯り企画運営業務プロポーザル

## (2) 主催者

湯の川冬の灯り実行委員会

## (3) 選定方法

公募型プロポーザル方式

## (4) 性 格

プロポーザルは、参加者の基本的な考え方や能力について、提案を通じて評価するものです。業務の仕様は、企画提案書に基づき、主催者と合議のもと企画内容を整理いたしますので、委託業務の実施にあたっては、選定された提案内容を変更する場合があります。

## (5) 事務局

湯の川冬の灯り実行委員会事務局（函館湯の川温泉旅館協同組合内）

〒042-0932 函館市湯川町2丁目7番6号

電話 (0138) 57-8988

電子メール info@hakodate-yunokawa.jp

## (6) スケジュール

令和元年（2019年）

7月24日（水）～7月31日（水）	募集要項の公開期間
7月31日（水）	参加申込書・質問書の提出期限
8月2日（金）～8月14日（水）	応募書類の提出期間
8月下旬	審査，受託候補者の決定

## 6 手続き等に関する事項

### (1) 募集要項の公開

#### ① 公開日

令和元年（2019年）7月24日（水）

#### ② 公開方法

函館湯の川温泉旅館協同組合ホームページ内からダウンロードしてください。

### (2) 参加申込書の提出

#### ① 提出期限

令和元年（2019年）7月31日（水）午後5時まで

#### ② 提出方法

持参（要事前連絡）または郵送とします。（郵送の場合には、必ず配達証明付きで、令和元年（2019年）7月31日（水）までに必着）

③ 提出書類

- ・参加申込書（様式1-1）
- ・参加申込書構成員調書（様式1-2）
- ※グループで参加する場合のみ提出。
- ・代表法人等および構成員全員の概要（パンフレット等で可）

④ 提出場所

湯の川冬の灯り実行委員会事務局（函館湯の川温泉旅館協同組合内）

**（3）質問書の提出**

① 提出期限

令和元年（2019年）7月31日（水）午後5時まで

② 提出方法

質問書（様式2）により、持参（要事前連絡）、郵送または電子メールで提出してください。

※電子メールで提出する場合は、着信していることを電話で事務局に確認してください。

③ 提出場所

湯の川冬の灯り実行委員会事務局（函館湯の川温泉旅館協同組合内）

④ 回 答

質問に対する回答は、適宜、函館湯の川温泉旅館協同組合ホームページ内に掲載します。

なお、質問回答の内容は、本要項の追加または修正とみなします。

**（4）応募書類の提出**

① 受付期間

令和元年（2019年）8月2日（金）から令和元年（2019年）8月14日（水）までの土・日を除く午前9時から午後5時まで

② 提出方法

持参（要事前連絡）または郵送とします。

※郵送の場合には、必ず配達証明付きで令和元年（2019年）8月14日（水）までに必着。

③ 提出場所

湯の川冬の灯り実行委員会事務局（函館湯の川温泉旅館協同組合内）

**7 応募に関する事項**

**（1）応募者の資格**

応募者の資格は次のとおりとします。

- ① 函館市内に本社，支社または営業所等の事務所を有する法人であるほか，応募時において，函館市競争入札参加有資格者名簿に登録があること。
- ② グループで応募する場合は，構成員の中から代表法人を定めること。
- ③ ①に該当しない法人の場合であっても，①に該当する法人を代表構成員とするグループの構成員として応募が可能です。
- ④ 一つの法人が複数の応募をすることはできない。グループで応募する場合も一つの法人とみなし，複数の提案は認めない。
- ⑤ 本件業務プロポーザルについて，既に参加申込書が受理されていること。

## (2) 応募者の制限

応募者またはその構成員となる者は，次の要件を満たしていなければなりません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- ② 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を応募書類提出の際，現に受けていないこと。
- ③ 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による入札参加除外措置を応募書類提出の際，現に受けていないこと。
- ④ 応募書類提出の際，会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき，再生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては再生手続開始の決定，民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤ 審査委員が自ら主宰または役員もしくは顧問となっている営利法人その他の営利組織でないこと。

## (3) 応募書類

応募に必要な書類は次のとおりです。

- ① 応募申込書（様式3-1） 1部
- ② 応募申込書構成員調書（様式3-2） 1部  
※グループで応募する場合のみ
- ③ 誓約書（様式3-3） 1部 ※すべての構成員分を作成
- ④ 類似業務実績調書（様式4-1） 1部 ※すべての構成員分を作成
- ⑤ 受託金額見積書（様式4-2） 1部 ※積算内訳を添付すること
- ⑥ 企画提案書 正本1部，副本10部  
※副本は企画提案者名および法人名を空欄にすること  
※企画提案書は，「8 企画提案書に関する事項」に基づき作成すること



## 8 企画提案書に関する事項

### (1) 様式等

- ① 企画提案書の様式は任意とします。
- ② 用紙の規格については、A4判縦【横書き】とします。(A3判用紙の折り込みは可。)
- ③ 文書を補完するために、写真、イラスト、図面等を使用しても構いません。

### (2) 提案項目

当該業務の提案にあたっては、「1 趣旨」および「3 業務内容に関する

事 項(2)業務目的」を踏まえた内容とすること。

- ① 提案に関するコンセプト
- ② 会場イメージパース

「光」(必須)や「音」などの演出により、幻想的な空間デザインを企画提案をすること。

※当該事業は、次年度以降についても継続の方向で検討しているところです。

次年度以降の委託料上限額については、今回同様の企画内容で5,000千円(消費税および地方消費税相当額を含む。)を予定しており、企画・積算

段

階でこれらを勘案し提案すること。

- ③ 湯の川温泉宿泊者をはじめ観光客や市民が興味を持ち、会場周辺の散策をしたくなるような企画内容を提案すること。
- ③ イルミネーション・ライトアップなどの設置および撤去に関する計画
- ④ 運営体制等

ア 統括責任者および運営担当者

実際に運営を担当することとなる者について記載すること。

イ 運営体制

運営体制について記載すること。

また、業務の一部を再委託するなど、連携する外部事業者等がある場合は、その連携内容についても記載すること。

- ⑤ スケジュール

契約から完了までのスケジュールについて、実行委員会との契約締結に向けた協議期間を含め、関係先との協議や調整、必要とされる許認可等の手続き、イベント運営、実績報告書の作成など、業務の一連の流れがわかるように記載すること。

なお、受託候補者と実行委員会との契約締結に向けた協議開始は、令和元年(2019年)8月下旬頃、また、契約締結は9月上旬頃を予定していま

す。

⑥ その他

応募会社の概要として、御社の概要について記載してください。

また、類似事業実績として、本業務に類似する実績等を記載してください。

さらに、過去の実績で御社が強調したい点があれば記載すること。

**(3) 提出部数等**

① 提出部数等

正本1部、副本10部

それぞれに表紙をつけ、表紙に企画提案者名を記入した正本を1部、記入していない副本を10部提出してください。

また、書類は必ず、ダブルクリップ等で止めてください。(ホチキス、製本テープ不可)

② その他

ア 電子データによる提出は認めません。

イ 「(1) 様式等」に定めるもの以外の書類等は受理しません。

**9 審査に関する事項**

**(1) 受託候補者の選定方法**

本件業務プロポーザルの審査は、実行委員会が設置する審査委員会で企画提案書等を審査基準に照らし合わせて総合的に審査し、合計点数が最も高い提案者を受託候補者とします。ただし、最上位者の合計点数が同点となった場合は、委員の多数決により受託候補者を決定します。

審査の結果、提案者すべてが最低基準点(全体の6割)に達しない場合、受託候補者を決定せず、再度募集することがあります。

なお、提案者が1者のみの場合には、審査により最低基準点を超えた場合に限り、受託候補者として決定します。

**(2) 審査委員会の設置**

本件業務プロポーザルに係る審査は、湯の川冬の灯り実行委員会構成員により組織された審査委員会が実施します。

**(3) 審査結果の通知**

① 審査の結果は、審査終了後、応募者全員に対して書面で通知します。

② 受託候補者名については、函館湯の川温泉旅館協同組合内のホームページ上で公表します。

③ 選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受付ません。

#### (4) 審査基準

企画提案の審査項目および配点は以下のとおりです。(各委員100点満点)

##### ① 企画提案の内容について 50点

ア 業務目的を踏まえた企画となっているか

イ 「光」(必須)や「音」などの演出により、幻想的な空間デザインを企画した内容となっているか

ウ 湯の川温泉宿泊者をはじめ観光客や市民が興味を持ち、会場周辺の散策をしたくなるような企画内容となっているか

エ 提案されたコンセプトを的確に表現しているか

##### ② 業務実施の実現性について 30点

ア 運営体制やスタッフ配置などは適切であるか

イ イベント実施や業務処理にあたり、組織体制や外部機関との連携などは十分であるか

ウ 無理のない業務スケジュールとなっているか

エ 安全面および雨天・荒天、降雪などへの対策は十分なものとなっているか

##### ③ 過去の類似業務取扱実績について 10点

ア 当該業務の円滑な実施が期待できる過去の実績等があるか  
(統括責任者および業務担当者の実績を含む)

##### ④ 見積価格について 10点

ア 積算に妥当性があり、経費の抑制などの工夫があるか

#### 10 契約に関する事項

実行委員会は、本件業務プロポーザルにより受託候補者として選定された者について、その承認を行ったのち、所定の手続きにより当該業務を委託します。

ただし、失格その他の理由により、受託候補者へ委託することが不可能となった場合には、次点者と契約に向けた協議を行います。

なお、当該業務の委託内容は締結する委託契約書によるものとしますが、業務期間は、令和2年(2020年)3月31日(火)までとします。

#### 11 その他の事項

本件業務プロポーザルに係る応募費用、応募書類に関する取扱いは次のとおりとします。

① 応募に係る一切の費用は、すべて応募者の負担とします。

② 提出期限以降における参加申込書および企画提案書の差し替えならびに再提出は認めません。

③ 応募書類は返却しません。

④ 応募書類に係る著作権は、各応募者に帰属します。

- ⑤ 本業務を遂行する上で必要となる著作権等について必要な手続き等がある場合には、当該手続き等は受託者が行うこととし、著作権等の使用料その他必要となる費用は全て委託料に含まれます。
- ⑥ 応募書類は、本件業務プロポーザルに関わる業務に用いる場合は、実行委員会が無償で複製し、使用することができることとします。

## 湯の川冬の灯り企画運営業務委託仕様書

### 1 業務名

湯の川冬の灯り企画運営業務

### 2 委託期間

契約締結日から令和2年（2020年）3月31日まで

#### (1) 開催日時（予定）

令和元年（2019年）12月1日～令和2年（2020年）2月29日  
日没～22時00分

#### (2) 施工期間

令和元年（2019年）11月上旬～下旬

#### (3) 撤去期間

イベント終了後～3月末まで

### 3 事業の概要

#### (1) 目的

函館観光の宿泊拠点として発展してきた湯の川地区では、北海道新幹線の開業により観光客は増加したものの、夏季に比べ冬季に半減する傾向に変化がないことから、新たなライトアップ・イルミネーションイベントを開催し、冬季観光客の更なる誘客や湯の川エリアを中心とした観光スポットの賑わいの創出を図ることを目的とします。

#### (2) 事業主体

湯の川冬の灯り実行委員会

#### (3) 業務内容

##### ① ライトアップ・イルミネーションのデザインおよび設計

プロポーザルの際に提出した会場イメージパースなどに基づく設計書の作成

##### ② ライトアップ・イルミネーションの施工・監理

施工計画書の作成および計画に従ったライトアップ・イルミネーションの施工、監理のほか、本業務を遂行する上で必要となる各種手続きを行う

##### ③ ライトアップ・イルミネーションの実施期間における維持管理

開催期間中における電球等のメンテナンスおよび降雪時の除排雪など

④ ライトアップ・イルミネーションの撤去および収納

開催期間終了後の撤去および原状回復，別途実行委員会が指定する保管場所への運搬・収納

⑤ 実績報告書の作成

⑥ その他

イベント期間中に怪我や万が一の事故に備え，イベント保険に加入すること。また，上記業務の遂行について，内容の修正，変更，追加が必要となった場合には，実行委員会と協議のうえ決定するものとする。

4 その他要件・留意事項

- (1) 本業務を遂行する上で必要となる各種手続きは受託者が行うこと。
- (2) 本業務において調達する資材や電球などの財産権は，実行委員会に帰属すること。
- (3) 本業務におけるライトアップ・イルミネーションおよび工作物等のデザインなどに関する著作権その他の無体財産権はすべて実行委員会に帰属すること。
- (4) イベント会場である中環状通には，電源設備がないため，電源引き込み工事を受託金額見積書（様式4－2）に計上すること。
- (5) 不点灯箇所や電球・資材の破損等の対応について，速やかに修復すること。